

**令和7年度習志野市障がい者地域共生協議会
第1回全体会 会議録**

1. **開催日時** 令和7年5月22日(木)午後1時30分～16時

2. **開催場所** 習志野市役所庁舎分室 サンロード津田沼(京成津田沼駅前ビル)6階
大会議室

3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 統括施設長 松尾 公平

【副会長】 特定非営利活動法人 1to1 理事長 武井 剛

【委員】

八千代地域生活支援センター 施設長 木崎 早苗

らいふあっぷ習志野 主任相談支援員 水野 郁子

ひまわり発達相談センター 相談支援専門員 浅倉 真紀子

高齢者支援課 主任主事 土屋 真希子

習志野市社会福祉協議会 生活支援課 事務局主幹 河道 清人

社会福祉法人習愛会あきつ園 支援課長 浅川 時嗣

あじさい療育支援センター 主幹 荒井 直樹

健康支援課 主任技師 油井 美詞

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭 樋口 祐己

千葉県千葉リハビリテーションセンター 副参事 景山 朋子

こども家庭課 主事 吉田 愛美

総合教育センター 指導主事 矢野 友香里

習志野障がい者ネットワーク(習志野ダウン症児者親の会あひるの会 会長) 小林 紳一

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

千葉県立船橋特別支援学校 教諭 篠原 みちよ

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 堀 直人

NPO 法人 希望の虹 統括管理者 津金 幸太

習志野市民生委員児童委員協議会 障がい者(児)部会 部会長 橋本 亜紀

NPO法人 希望の虹 習志野圏域グループホーム支援ワーカー 森井 真理

アシザワ・ファインテック株式会社 管理部 部長 伊藤 崇博

産業振興課 係長 近藤 孝洋

地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子

ゆいまーる習志野 グループホーム 統括相談員(障がい)・看護師 星 眞木子

習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

中核地域生活支援センター まるっと 地域総合コーディネーター 菊地 謙

津田沼中央総合病院 医療ソーシャルワーカー 滝沢 朋苗

【オブザーバー】

習志野市基幹相談支援センター りん 管理者 酒井 久美子

習志野市基幹相談支援センター りん 社会福祉士 市原 裕介

【事務局】

健康福祉部障がい福祉課 課長 平岡 真由美

健康福祉部障がい福祉課 主幹・企画係長 竹口 正樹

健康福祉部障がい福祉課 支援係長 小森 俊

健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里

健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり

健康福祉部障がい福祉課 主査 落合 知之

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理

健康福祉部障がい福祉課 主任主事 塚本 優也

健康福祉部障がい福祉課 主事 清川 直哉

健康福祉部障がい福祉課 主事補 木村 修太

【傍聴者】

1人

4. 議題

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 協議

(1)令和7年度 協議会活動(案)について

(2)日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価体制
及び日程について

第5 報告

- (1)令和6年度 各部会の活動報告
- (2)相談支援事業及び基幹相談支援センター運營業務委託の報告について
- (3)基幹相談支援センターの活動報告について

第2部 差別解消支援地域協議会

第1 報告

- (1)差別解消法に関する取組について

その他(事務連絡等)

- (1)習志野市バリアフリー移動等円滑化の取り組みについて
- (2)「あたたかく見守ってください」について

5. 会議資料

資料 1-1 令和7年度習志野市障がい者地域共生協議会名簿

資料 1-2 事務局名簿

資料 2 習志野市障がい者地域共生協議会の体制

資料 3 令和7年度習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール(案)

資料 4 日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会の
スケジュール(案)

資料 5-1～資料 5-6 各部会からの活動報告書

資料 6 基幹相談支援センターの活動報告

資料 7 差別解消法に関する取組について

資料 8 習志野市バリアフリー移動等円滑化の取り組みについて

資料 9 あたたかく見守ってください(チラシ)

資料 10 ならとも拠点システム(チラシ)

【開会前】

1. 配付資料確認

2. 協議会概要

【事務局】

当協議会の概要について御説明させていただきます。

当協議会は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条の3に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、設置されている協議会である。

なお、本市では、委員名簿をホームページで公開している。公開する項目は、氏名、役職名等である。

名簿公開に係る同意書の御説明をさせていただく。

所管課名、審議会等名称、委員氏名、委員のフリガナ、役職名は、公開される項目となる。職業(所属団体)等については、御本人の同意を得て公開することとなっている。昨年度、委員の方は、すでに同意書をいただいているので、今回、同意書の提出が必要な方は、新規委員の方である。御提出がお済みでない方は、本日の全体会終了後、事務局まで、御提出いただくようお願い申し上げます。

3. 新委員紹介

4. 事務局職員紹介

【事務局】

今年度より、新たに委員に就任した皆様の御紹介をさせていただく。

高齢者支援課 土屋 真希子委員、あじさい療育支援センター 荒井 直樹委員、健康支援課 油井 美詞委員、千葉県立船橋夏見特別支援学校 樋口 祐己委員、こども家庭課 吉田 愛美委員、千葉県立習志野特別支援学校 堀 直人委員である。

事務局職員においても、人事異動があった。令和7年4月の人事異動により、健康福祉部長に奥井が、本日公務により欠席しているが、次長に中村が着任している。時間の都合上、昨年度より引き続き就任をいただいている委員の皆様及び事務局職員紹介に関しては、習志野市障がい者地域共生協議会名簿及び事務局名簿をもって紹介に代えさせていただく。

併せて、差別解消支援地域協議会の事務局も記載させていただいている。

それでは、今年度初めての全体会の開催にあたり、奥井健康福祉部長より御挨拶申し上げます。

5. 部長挨拶

皆様には日頃より本市の障がい福祉施策に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。本日は、令和7年度第1回習志野市障がい者地域共生協議会全体会の開催にあたり、一言挨拶を申し上げます。

本市において「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができ

るみんなのまち習志野」をめざすべき将来像として掲げ、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする障がい者施策の総合計画として、「第5期習志野市障がい者基本計画」を、またこの基本計画を具体化する下位計画として、「第7期習志野市障がい福祉計画」及び「第3期習志野市障がい児福祉計画」を策定している。

現在、障がい福祉課の職員をはじめ、関係機関と連携しながら、これらの計画の推進を進めているところである。

また、令和5年度に整備した習志野市地域生活支援拠点等(通称:ならとも拠点システム)について、より充実したものとなるよう、皆様の御協力も得ながら検討を進めていきたい。

委員の皆様におかれては、本年度が3年間の協議会の委員としての集大成の年となることから、それぞれの専門部会等において、引き続き、調査、研究、協議をお願いするとともに、障がい福祉施策の推進に御協力くださるようお願い申し上げます。

6. 議事内容

【松尾会長】

ただいまから、令和7年度習志野市障がい者地域共生協議会及び差別解消支援地域協議会第1回全体会を開会する。本会議は規定により、会長及び過半数の委員の出席が成立要件となっているが、ただ今の出席委員は、28名である。よって、本会議は、成立した。

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

第1 会議の公開

【松尾会長】

日程第1 会議の公開について、本日の会議は「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。

ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよいか。

～異議なし～

【松尾会長】

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

第2 会議録の作成等

【松尾会長】

次に、日程第2 会議録の作成等についてお諮りする。

会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、これに御異議はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

第3 会議録署名委員の指名

【松尾会長】

日程第3 会議録署名委員の指名についてお諮りする。

会議録署名委員については、令和5年度第2回全体会で、運営会議委員が輪番制で務めることとした。

よって、今回は、木崎委員、浅川委員を指名するが、これに御異議はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議なしと認める。

第4 協議

(1) 令和7年度 協議会活動(案)について

【松尾会長】

(1) 令和7年度 協議会活動(案)について、事務局より説明をお願いする。

【事務局】

今年度の習志野市障がい者地域共生協議会名簿について、会長、副会長、部会ごとに委員名、部会長、副部会長を記載している。

次に、協議会の体制について、改めて御説明させていただく。

資料2をご覧ください。本協議会は、障がい者基本計画のめざすべき将来像「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」の実現を目指し、3つの会議で構成されている。

1つ目は、全体会、2つ目は、運営会議、3つ目は、専門部会となっている。

全体会より御説明させていただく。全体会は、委員全員が出席する会議であり、年3回又は2回開催し、協議会としての意思決定を行う。情報共有、意見交換などの協議を行う会議である。今年度の全体会は、資料3にあるが、年3回を予定している。

2つ目は運営会議である。協議会の会長、副会長、後程申し上げる各専門部会の部長または副部長が参加し、毎月開催する。

協議会の全体会、専門部会の進行を把握し、協議会の方向性や具体的な推進方法について協議する、いわば協議会の「エンジン」となる会議である。今年度の運営会議のスケジュールは、資料3にあるが、毎月1回開催する予定となっている。

3つ目が専門部会である。全委員が6部会のいずれかの専門部会に所属し、専門性に基づく調査、研究、協議を行う会議である。今年度の日程については、各部会で決めていただくことになる。

6つの専門部会について御説明をさせていただく。

1つ目の相談支援部会は、障がい者の相談支援体制のあり方に関する協議及び支援困難な事例を検討する支援会議を行う。

なお、習志野市障がい者相談支援委託事業所の職員が相談支援事業所として、協議会の相談支援部会に参加している。

2つ目の重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会は、令和2年度から地域生活支援部会として設置され、令和5年度より現在の部会名へ変更となっている。重症心身障がい児者・医療的ケア児者等に関する協議や、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を開催している。

3つ目の児童部会は、障がい児への支援体制充実のため、主に教育分野等の関係機関への働きかけと連携強化に関する協議及び活動を行う。

4つ目の地域生活支援部会は、障がい者の地域生活や福祉的就労に関する協議や、障害者優先調達推進法の促進などの協議及び活動を行う。

5つ目の雇用促進部会は、障がい者の一般就労の促進に向けた協議及び活動を行う。

6つ目の社会資源開発・改善部会は、市内の社会資源の把握と、新たな資源の検討、今ある資源の調整に関する協議と、障がい者基本計画及び障がい福祉計画の推進に関する協議を行う。

また、年3回協議会より広報紙「ならとも」を発行しており、内容は各専門部会が持ち回りで担当している。以上が各部会の説明である。

最後に、差別解消支援地域協議会は、令和元年度より、当協議会に「障害者差別解消法」に基づく、「差別解消支援地域協議会」としての役割が加わっている。障がいを理由とする差別についての現状を把握し、差別を解消するために必要な取り組みを行う。開催については、習志野市障がい者地域共生協議会全体会の後半の一部の時間を充てる予定である。差別解消支援地域協議会の報告については、この後差別解消支援地域協議会の日程第2報告(1)差別解消法に関する取組について報告させていただく。

また、人権に関することについては、部会としての設置は行わず、各部会及び全体の取り組みの中で意識して取り組む形となっている。以上が協議会の体制である。

次に、資料3をご覧ください。令和7年度の年間スケジュールは、資料のとおりである。日時及び場所は予定のため変更等の場合がある。

資料1-1、資料2、資料3の説明は以上である。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

【内山委員】

資料2にある社会資源開発・改善部会の障がい者基本計画及び障がい福祉計画の推進に関する取り組みは全体でやっているのだから、標記について検討してほしい。

ならともとしていろいろな外部委員を引き受けている。どんな委員になっていてまちづくりをしているか改めて教えてほしい。

【事務局】

後ほど確認して答える。

【松尾会長】

他に質問等はあるか。

～質問等なし～

【松尾会長】

資料3 習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール(案)の「案」の字を消していただきたい。

(2)日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価体制について

【松尾会長】

協議2 日中サービス支援型共同生活援助における協議会での評価体制について、

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

平成 30 年 4 月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い創設された。日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に年 1 回以上、事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。本市では、この習志野市障がい者地域共生協議会において評価することになる。

令和 5 年度に初めて、市内に日中サービス支援型共同生活援助の事業所が 2 か所開設され、令和 6 年度は運営会議のメンバーを中心に当協議会にて評価を実施した。今年度は 1 事業所に対し地域生活支援部会を中心に、会長、重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会の浅川部会長、基幹相談支援センターりん酒井管理者に協力いただき、事業所の見学及び評価を実施したいと考えている。12 月末日までに、千葉県協議会へ評価内容を報告する必要があることから、スケジュールについては資料のとおりを予定している。

【松尾会長】

事務局からの説明に何か質問等はあるか。

～質問等なし

第 5 報告

【松尾会長】

(1)各部会より会議報告及び協議について

【松尾会長】

日程第 5 報告(1)各部会より会議報告について、相談支援部会より報告等をお願いします。

【木崎委員】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の取り組みとして令和 5 年度から引き続き障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行の見える化を目的としたフローチャートの作成と、相談支援専門員のための参考資料を作成した。今回できあがったものを資料として添付している。こちらは基幹相談支援センターりと共同で行った。

昨年度も移行支援会議を実施し、相談支援専門員にも参加してもらった。計画書だ

けでは分からない実態の検討もした。次年度以降も継続していく。

地域の中での支援で医療機関との連携の必要性を感じ、昨年度は市内唯一の有床の精神科病院である三橋病院との意見交換会を開催した。実際の入院生活の理解を深めたり、病院の退院支援の情報を共有しつつ、支援者同士の関りが薄いということが感じられた。顔の見える関係を作る機会の必要性を感じた。

また、事例検討会を通してお互いの実情が分かると更に良いと感じた。今年度以降取り組む課題として検討していく。

家族会からの意見としては、様々な相談窓口があって、実際スムーズに繋がりにくく、窓口対応者のマニュアルがあるといいのではという意見があった。このことはまだ検討が深められていないので、次年度以降の検討課題である。

他に、ならとも拠点システムについては、困難事例を事例シートを活用して部会内で検討した。緊急対応時に、アパートタイプのグループホームの選択肢が必要であったり、訪問介護を入れる在宅支援体制を整えることの必要性が事例を通して分かった。

障がいに関わらない機関で精神疾患等の方と関わる際に、事前登録があると家族の安心に繋がるという意見があった。

基幹相談支援センターりんが12月に開催した拠点登録事業所の意見交換会に参加した。相談支援専門員の交流会やケアマネとの意見交換会等についても、相談支援部会はりんと共同で行っていくことを確認した。

福祉ゾーンの建て替えへの意見出しについては、今後の目途が分かり次第、現状の把握や今後の見通しの意見出しが行えると良い。

【松尾会長】

相談支援部会からの報告について、質問等はあるか。

～質問等なし～

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会より報告をお願いする。

【浅川委員】

ならとも避難プランの作成について、避難先候補の白鷺園、花の実園、いしいさん家、かがやきの郷福楽園、ブレーメン習志野に受け入れのお願いをし、いずれの施設にも承諾してもらった。かがやきの郷福楽園とブレーメン習志野より、寝具や食料などの必要物資の準備等はどうするのかといった実際の受け入れ時の対応の話があったので、考えていかなければいけない。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を昨年度2回開催した。1回目は7月18日で、テーマは「災害時における支援体制」であった。各施設の災害対策について

意見を出し合った。災害時に対象者や家族のことを考えると準備しておかなければいけないことはたくさんあると思う。人の命を守ることが重要な使命なので、部会で準備を進めていく。2回目は12月5日で、テーマは「医療との連携」であった。当事者家族にも参加してもらい、生の声を聞くことができ、医療機関の受診や日常生活等での課題が分かった。

「みんないっしょに」ポスター配付と情報ガイドブックの作成について、12月の協議の場で当事者家族から医療機関等の情報が欲しいという意見があった。情報ガイドブックを作成し、ポスターの配付を連動させることで、当事者が医療機関を受診しやすくなるような体制作りをしていきたい。情報ガイドブックの中身は医療機関の情報だけではなく、電源マップ等いろいろな情報を載せる予定で作成中で、今年度の部会の大きなプロジェクトになる。

医療型短期入所について、ケアセンター習志野で令和7年6月1日から開所が決定している。

その他、千葉県千葉リハビリテーションセンターで開催された市町村職員研修や医療的ケア児等のコーディネーター養成講座で、習志野市における重心医ケア児の取り組みについて報告した。

【松尾会長】

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの報告について、質問等はあるか。

～質問等なし～

児童部会より報告をお願いします。

【小林委員】

ライフサポートファイルの利用促進への取り組みとして、入学説明会や相談支援事業所、特別支援コーディネーター研修会、放課後児童会等に周知、啓発を求める活動をした。結果としてそれ程の効果は得られなかったため、今後はもっと周知、促進に向けて活動していきたい。6月12日に民間事業所連絡会にて周知、啓発を行った。3月13日に相談支援専門員交流会に出席し、ライフサポートファイルの利用状況等の報告をした。

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との交流についての取り組みとして、6月12日の民間事業所連絡会、10月29日の保護者向け放課後等デイサービス説明会等で交流活動ができた。放課後等デイサービス事業所との交流の機会が得られたことは収穫であり継続したい。今後は児童発達支援事業所とも交流を進めたい。

きょうだい児支援についての理解、啓発の取り組みについて、6月にきょうだい児支援「ぞうさん組」を浦安市から招いて研修会を実施し、多くのことを学ぶことができた。その後の部会活動で習志野市におけるきょうだい児支援の在り方の検討を始め、継続的に進めている。

保育所等訪問支援の再検討、一部見直し等の活動に伴う、保育所等訪問支援事業所情報交換会開催における取り組みについて、2月に開催した。市内の保育所等訪問支援事業において、一部の支援事業所とその支援に関わる関係者との間で、正しい利用手続きやスムーズな支援事業の遂行において問題が発生したため、本支援事業の一部見直し等を、保育所等訪問支援事業所情報交換会を開催することにより周知を図った。本件について、スムーズでかつ効果的な支援事業への周知を図ることができた。情報交換会に参加された各事業所との情報交換が有益であったことから、今後も交流を継続しより良い支援事業としていきたい。

今年の7月発行の広報紙「ならとも」vol.35について、児童部会が作成している。内容はきょうだい児支援についてである。習志野市において「きょうだい児支援」という言葉の理解が得られていない。「ヤングケアラー」という言葉は全国的にも多く使われているが、「きょうだい児」はその中に隠れてしまっている。いかに皆に知ってもらうか、ということについて児童部会として活動していく。

こども家庭課でこどもの居場所を提供する居場所マップを作成してもらえた。非常に心強い。

児童部会として、障がい児特性について市内の子ども達に理解や学習を進める活動ができないか模索している。

【松尾会長】

児童部会からの報告について、質問等はあるか。

～質問等なし～

地域生活支援部会より報告をお願いする。

【武井副会長】

6月の部会では八千代特別支援学校から阿利先生に来てもらい、特別支援学校の生徒の現状や卒業後の進路に向けた課題について聞いた。

サービスの利用者、またはこれから利用を検討する人達へもっと情報発信できないかということで、ガイドブックの作成を協議した。成果として、元々市で発行している事業所ハンドブックがあるが、利用者が判断しやすいように記載情報の変更を検討して運営会議にも上げた。各専門部会にも役割分担し、サービス毎に記載内容を刷新した。グルー

プホームの市内の事業所に協力してもらって新たな様式に情報を掲載し、令和7年2月更新の事業所ハンドブックに掲載された。市のホームページからダウンロードできる。他のサービスについては今年度に依頼していく。課題として、事業所ハンドブックへの掲載が各事業所の任意によるので、より多くの事業所に協力してもらうことが必要である。

広報紙「ならとも」を通じた障がいのある方の「地域での暮らし」に関わる広報・啓発について、昨年7月発行の「ならとも」vol.32を地域生活支援部会で担当した。テーマは障がい者グループホームについて、概要と令和7年4月の「(通称)障害者差別解消法」改正に伴う合理的配慮の提供義務について紙面を通じてアナウンスした。グループホームの概要や地域連携推進会議で、グループホームをより開かれた場所にするために地域の住民に会議メンバーになってもらって説明の機会を設けることもアナウンスした。習志野市内に開設されたグループホームに対し、近隣住民から嫌がらせがあって移転を余儀なくされたことがあったので、市内全体での理解促進や権利擁護が必要と考えた。

障害者優先調達推進法の促進に関する協議及び取り組みとして、習志野市の障害者就労支援施設等に対する役務や物品の発注状況を集計し、調達実績として把握している。令和5年度発注部署数23、役務24、物品68、調達金額合計5,088,450円であった。令和6年度の調達方針や計画について部会で意見を出し、目標として発注部署数25、合計発注数100、発注金額を5,300,000円として、市の調達方針へ反映した。発注先事業所が10か所(内市内5か所)と限られていて、金額や件数もさることながら、事業所が増えていないことが課題である。発注先が増えないと活性化しない。

事業所意見交換会の開催と市内事業所の課題の掘り下げ、抽出や要望等についての把握について、10月と2月に事業所意見交換会を開催した。呼びかけ対象の事業所についてこれまでは通所系サービスやグループホームだけだったが、訪問系サービスや相談支援にも広げ、より多角的な視点から地域課題の抽出に努めた。参加者の多くが管理者や運営者のため、出てくる意見が運営側からの視点になりがちでやや偏っていることが課題である。今後は当事者の視点に立った課題抽出が必要である。部会としてはいろいろな意見を地域課題としていかなければいけないと考えている。

市内の障害福祉サービス事業所へ向けたならとも拠点システムや地域生活支援事業への登録についての呼びかけについて、折に触れて部会で協議している。ならとも拠点システムの登録事業所、特に緊急時の受け入れの事業所の数が増えていない。部会で開催した事業所意見交換会等を通じて、ならとも拠点システムや協議会の役割を説明して協力をお願いしている。今後、協議会に参加していない事業所ともならとも拠点シス

テムの面的整備のイメージを共有していく必要があることが課題である。

【松尾会長】

地域生活支援部会からの報告について、質問等はあるか。

～質問等なし～

雇用促進部会より報告をお願いする。

【近藤委員】

中小企業における障がい者雇用の現状と課題に関する情報共有について、地元で働きたいというニーズに応える土壌が整備されていないことを認識した。

企業・事業所見学会として、あかね園とアシザワ・ファインテック株式会社へ部会のメンバー等と視察した。

就労系サービス事業所との意見交換会としては、一般就労に特化した市内事業所の職員に集まってもらい開催した。また、八千代特別支援学校へも視察し、障がいのある生徒の様子を見てきた。

障がい者雇用促進に向けたパンフレットの作成として、中小企業が障がい者雇用に興味を持ってもらうために、習志野商工会議所の協力を得て作成したパンフレット約 2,000部を市内の企業へ配付した。

その他として、産業振興課と連携し、障がい者職場実習奨励金の制度を創設した。習志野市民の障がい者が企業で職場実習を受けた場合、企業に奨励金として市内企業 20,000 円、市外企業 15,000 円を支給するものである。協議会の提言書でうたっていたことが補助金創設の後押しとなり、協議会の重要性を改めて認識した。しっかりと周知していきたい。

【松尾会長】

雇用促進部会からの報告について、質問等はあるか。

～質問等なし～

社会資源開発・改善部会より報告をお願いする。

【内山委員】

障がい者の居住支援の課題とその方策について、次期の「習志野市住生活基本策定懇話会」の委員となる見込みの、社会福祉協議会と民生児童委員から推薦予定の二人に障がい者の居住支援の課題を伝えた。障がいのある方の住宅確保の困難さと住み続けるための支援の必要性を懇話会で伝えてほしいと話した。また住宅セーフティネット法の改正により、市町村が設置することが努力義務となったことから、障がいのある方も含めた住宅確保要配慮者の支援等について協議する場の「居住支援協議会」の立

ち上げを提案してほしいと話した。また、居住サポート住宅の認定を進めることについても提案してほしいと話した。この他、にも包括で印刷代等を出してもらって、大家さんや不動産屋向けの啓発用チラシを作成した。住宅課に置いてもらい、民生児童委員や比較的安い住宅がある地域のまちづくり会議、市内の不動産屋に配付するなど、このチラシを今後活用していく。

生活保護を受給している人の一時的な宿泊先として無料低額宿泊所があるが、実際は一時的ではなく、障害者手帳を持っている人がそこにいる状況もある。市内の無料低額宿泊所に暮らす障害者手帳所持者は14名である。障害者手帳があると生活保護で加算額がつくので申請する人は多い。障がいのある人達の権利擁護の調査で、障がい福祉課の小森係長が生活相談課のケースワーカーに同行して2人に訪問してもらった。生活相談課のケースワーカーは行き場所がない人に対し、無料低額宿泊所を提案しがちである。理由として障がい福祉サービスを利用開始するには時間がかかり、また、グループホームや短期入所といった障がい福祉のアセスメントが分からないからではないかと思う。今後、障害者手帳を持っている人が生活相談課に相談に来たら、障がい福祉課と連携をとって、障がい福祉課のケースワーカーと一緒にアセスメントを取ってほしい。一時的に無料低額宿泊所を利用することがあっても、改めて障がい福祉サービスを説明し、選択肢として提供し最初の段階で介入していくべきである。

他市から転入してきた人が無料低額宿泊所に入居したことを聞き、相談支援事業所旅人の木で本人から話を聞いた。その無料低額宿泊所は朝9時から15時半までしか風呂に入れず、日中活動に行くと風呂に入れなくなる。今後、仕事を始めることになると無料低額宿泊所で生活は続けられず、本人もアパートを探している気配があった。早期の段階で繋いでもらって介入ができた。

市民に対する障がい理解のための効果的な啓発方法について、福祉ふれあいまつりが啓発事業として展開されているが、何度か参加した中で当事者や支援者しか来ていないことが分かった。啓発の対象である市民があまり来ていない。ならともの会長がまつりの実行委員になっているので、市民に効果的な啓発ができないか検討している。フリーマーケットを出店したり、キッチンカーが来たらいいと思う。また、習志野高等学校の生徒と障がい者が同じ曲を演奏する体験をしたり、花の実園のさくらまつりは大盛況なので、花の実園の力を借りるのもいいかもしれない。

交通安全推進隊の件で、特別支援学校の通学バス停付近に待ち合わせの車両が止まり、生徒の親の車が止められないという相談が10年程前にあった。市民ボランティアにバス停付近に立ってもらい、止まる車両へ声掛けをしたことがある。今年度改めて特

別支援学校へ通知を送り、交通安全推進隊のボランティアの依頼がないか確認する。

【松尾会長】

社会資源開発・改善部会からの報告について、質問等はあるか。

【武井副会長】

無料低額宿泊所の件で2名と面談することで進展したと思う。無料低額宿泊所を運営している事業者に対し、どんな考えで運営しているか何かアプローチできないか。

【菊地委員】

運営側としては、入居者が長期にいてもらわないと経営的に厳しくなる。障がいがあるうとなかろうとそこに入居できる人であれば誰でも受け入れる所が多い。障がいの重い人は断られることが多く、障がい者に対して配慮する宿泊所はあまりないと思う。

【武井副会長】

市のどこかの部署が無料低額宿泊所に定期的にヒアリングしたり、現地に行って確認するということはあるか。

【荒井委員】

生活相談課のケースワーカーとして入居者の面談で行くことはある。事業者は営利目的で、入居希望者をスピーディーに受け入れてもらっていた側面はある。障がい者の権利擁護に配慮している感覚はない。個別の案件に対して説明をすれば、ある程度理解は示してくれる。

【事務局】

今回は障害者手帳があるということで訪問させてもらったが、入居の最初の段階を重視していきたい。他市から来て入居した人は無料低額宿泊所に合わなそうだったので、委託相談所であるのうえい舎につないだ。居場所を固定できない人もいるが、アセスメントをして生活相談課と連携してやっていきたい。

【内山委員】

今回の訪問で全てのアセスメントができた訳ではない。この前相談に来た人は、生活保護費のうち95,000円を無料低額宿泊所に預け、55,000円が自分の手元に残るとのこと。3食の食事が出るがあまりおいしくないと言っていた。適応できて本人の希望があればいいが、情報が行き届かなくてそこにずっと居続けることのないようにし、グループホームで訪問看護とヘルパーを使って単身生活もできることを知ってほしい。今後も、無料低額宿泊所にいる障がい者にアプローチし、障害者手帳を持っている人が相談に来たり、障害者手帳の申請をする人がいれば連携をとっていく。

【松尾会長】

福祉ふれあいまつりの第1回目の実行委員会があった。市内の業者で新たに参加したいという声があり、2団体の新たな受け入れが可能になった。6月30日まで募集するとのこと。福祉の関係者だけでなく、普段福祉と関りのない人を巻き込めるかどうかが大変である。有志による別立ての会議体を作り、福祉ふれあいまつりの在り方を考えていこうとなった。

(2) 相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について

【松尾会長】

日程第5報告(2)相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

障がい者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託については、令和7年1月8日に評価委員会を開催した。評価委員会は健康福祉部次長を委員長とし、障がい福祉課長等市職員と共生協議会の正副会長、各部会長から構成されている。評価委員会では、受託者の事業実施は基準を満たしているという評価であった。

【松尾会長】

事務局からの説明に何か質問等はあるか。

～質問等なし～

(3) 基幹相談支援センターの活動報告について

【松尾会長】

日程第5報告(3)基幹相談支援センターの活動報告について、基幹相談支援センターりん 酒井管理者から説明をお願いします。

【酒井氏】

基幹の主な仕事は地域づくりである。個別の一般相談は受けておらず、関係者からの相談を主に受けている。令和6年度に居住サポート支援が新たな業務になり、精神疾患と多重債務により住まいが決まらない男性と共に物件探しを行った。

他は、家族全員が知的障がいの世帯にここ2年ほど関わっている。障害者年金の申請の支援、借金問題、虐待案件と、次々に課題が出てくるため、世帯の支援をしている。

地域の体制づくりとしては、相談支援専門員交流会を2か月ごとに開催している。令和6年度の成果物として、相談支援専門員向けの広報紙作成や基幹のパン

フレットを作り直し、医療機関や障がい福祉サービス事業所等に配付した。

8050 問題で呼ばれることが多く、今地域でどんなことが起こっているのか、その地域の課題の抽出ができた。情報共有や関係機関との連携がきっかけになり、新たな課題やそれに向けた地域づくりができたらいいと思う。

【松尾会長】

基幹相談支援センターからの説明に何か質問等はあるか。

【武井副会長】

相談人数の内訳のその他とは何か。

【酒井氏】

障害者手帳を持っていない人である。

【武井副会長】

基幹の広報紙はどこで読めるか。

【酒井氏】

広報紙はお渡しする。相談支援専門員向けに作成したものであり、相談支援専門員交流会の参加人数が少しずつ減っており、参加してほしいことと、欠席者にもわかってもらいたいという目的で作成したものである。

【内山委員】

基幹のホームページでも見れるか。

【酒井氏】

載っていない。

【内山委員】

市のホームページで見れないか。

【事務局】

載せることはできる。何らかの形で皆に周知したい。

【松尾会長】

他に質問等はあるか。

～質問等なし～

【事務局】

先程内山委員からあった質問で当協議会の委員が他の委員になってるものとして、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会の委員として内山委員、習志野市健康なまちづくり審議会の委員として武井副会長、習志野特別支援学校学校運営協議会の委員として小林委員、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会の委員として松井委員、福祉ふれあいまつりの実行委員会の委員として松尾会長になってもらっている。

第2部 差別解消支援地域協議会

第1報告

【松尾会長】

第2部 差別解消法に関する取組について、事務局より説明をお願いする。

【事務局】

障がいのある方への差別解消に向けた取組みとして、啓発についてと障がいを理由とする差別の相談関係について報告する。資料7の1ページから2ページは障がいのある方への理解促進と差別解消に関する啓発として令和6年度に取り組んだ内容と今年度取り組む予定を記載している。令和7年度も広報習志野や市政広報用テレビモニター、テレビ広報のなるほど習志野の30秒程のお知らせコーナーを活用し、4月の世界自閉症啓発デーと発達障害啓発週間、9月の手話言語国際デー、12月の障害者週間の啓発を行っていく。

また、令和6年度は商工会議所や商店街連合会へ障害者差別解消法のパンフレットの配付をした。今年度は三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)に向けてパンフレットの配付と周知を実施予定である。

障がいを理由とする差別の相談関係の報告について、実績は昨年度から千葉県の実績の様式と合わせて、千葉県と習志野市の実績を載せている。県は令和6年度の実績はまだ出ていないため、令和5年度は千葉県と習志野市の実績を載せた。細かな実績の内容は昨年度に報告したので、今回は令和6年度の習志野市の実績を報告する。市内の相談件数は3件で、千葉県の広域専門指導員が対応したものと重複していない。内訳は、分野別では福祉サービス1件、交通機関2件である。相談者は本人からが2件、障がい者の関係者からが1件である。相談態様別活動状況は、相手方との調整が2件、状況聴取が1件である。障害種別相談件数は精神障がい3件である。

相談内容と対応について、1件目は相談支援専門員からの相談で、差別の疑いの相手方はグループホームの管理者である。相談内容の概要は、グループホーム管理者が利用者が体調が悪い際に「演技をしている。怠けている。仕事嫌い」と話したとのこと。他の利用者に対しても「あいつは猿。薬漬けにするから大丈夫」と言っていたとのこと。体調不良が悪化した際は精神科への任意入院を希望したが、グループホームから入院してほしくないと断られた。

市から本人へ聞き取りをし、グループホームが習志野市内ではないため、グループホーム所在地の市職員、管轄の広域専門指導員に相談した。本人からは「グループホームに改善してほしいと思うが、今後居づらくなることが不安である。傷ついた面もあるが、入居しているメリットの方が大きい。大ごとにしてほしくない。」という希望があった。グループホーム等支援ワーカーに、グループホーム所在地のグループホーム職員へ、虐待や差別についての研修や普及啓発を行ってほしいと依頼した。

2件目は、本人からの相談で、相手方はJR東日本駅員である。駅に到着した際に改札口で切符を紛失していることに気付いた。その旨を駅員に伝えたところ、キセル乗車犯のように扱われた。その後、頭がグラグラして足に力が入らずその場に座り込んだ。精神障害者保健福祉手帳を見せて「気分が悪いから助けてほしい」と話したが、駅員に「そんなものを見せて何かあるか。勝手に行ってください」と言われた。

広域専門指導員に相談し、JR東日本ご意見承りセンターに連絡した。後日連絡があり、当日対応した駅員が分かって聞き取りをしたとのこと。駅員との話と本人の話に乖離があり、差別的な発言や対応をした事実は確認できなかったとのこと。JR東日本は、障がいのある方への配慮について、駅員が理解していることは確認できた。本人へは

「JR東日本には、障害者手帳を所持している方へ配慮していただくよう伝えた」と報告した。

3 件目は、本人からの相談で、相手方は新京成電鉄駅員である。切符購入に慣れておらず、購入前に駅員を呼び、購入後は駅員を呼ばずに有人改札に向かったところ、駅員に「なんでこんなの買っているんですか。これ違うじゃないですか。買い直してください。」と強い口調で言われた。障害者手帳とうつ病のパフレットを出し、障がい特性の理解を促したが応じてもらえなかった。別の駅員から「あなた手帳切れているじゃないですか。ダメですよ」と強い口調で言われた。本人は以前パワハラを受けたことを思い出してパニックに陥り、寝転び大声を上げたり、手帳を地面に打ち付けたり、物を蹴ったりした。駅員から「それ以上やったら警察呼びますよ」と言われ、本人が警察を呼び、新京成電鉄の管理職職員と警察1名で事情聴取された。

新京成電鉄に事実確認をし、対応した駅員と本人の話に異なる点が多かったとのこと。駅員は普通の口調でその切符では乗れないことを伝えたが、本人は激高し、改札を複数回蹴った。電車に乗り込もうとした本人を駅員が制止すると「お前が買い方を教えろ」と本人が駅員の腕や首を掴みながら券売機に向かった。駅員が手帳の期限が切れている旨を普通の口調で伝えると、本人が警察を呼び、事情聴取の前から本人はボイスレコーダーで録音していた。本人には、新京成電鉄の職員と障害者手帳所持者への配慮事項について確認したことを伝えた。

【松尾会長】

事務局からの説明に何か質問等はあるか。

【内山委員】

啓発事業で県の目的と市の目的はそんなに変わらない。重複や調整等、これまでどうしていて、今年度はどうするか教えてほしい。

【事務局】

令和6年度の啓発は、差別解消法のパンフレットを購入して配付先を検討する段階で、習志野市は企業向けで商工会議所や商店街連合会へ配付することを県の広域専門指導員に伝えて共有した。県と一緒に動くというところまではできていないが、作ったものや配付先の情報を提供している。

【内山委員】

相談が精神障がい者からしかないと課題で、身体障がい者も知的障がい者も差別がなかったのか。その分析と今後の取り組みについて聞きたい。

【事務局】

身体障がい者、知的障がい者への差別が全くなかったとは認識していない。県の相談件数も減っている。広域専門指導員に尋ねたところ、差別の理解普及、啓発が広がった訳ではなく、県でも分析しているとのこと。身近な支援者に相談して、そこで止まっているのかもしれない。支援者が相談案件を業務中に県に相談する余力がない。

【内山委員】

相談支援事業所や通所先の職員に、差別と思われる案件は情報を上げるよう伝える活動はしていくか。

【事務局】

そこまで具体的に検討はまだしていないが、そうしていかないと実情が分からないと思う。

【内山委員】

相談の件数が増えることが啓発がうまくいっていることになる。年度途中で件数が増えなければ、事業所等に差別の相談がなかったか確認するといふ。

駅の件は、今回手帳に判が押していないと割引の対象ではなくなったため、駅員の確認が大変である。確認のため駅員が本人の顔をジロジロ見ることは仕事であるが、駅員がもう少し丁寧な対応を障がい者にしてほしい。普通の人と同じ対応ではなく、一言二言少し声掛けがあると本人も被害的に取らないかもしれない。当事者の声を駅に繋いでもらえるといふ。

【事務局】

今年度も鉄道関連の相談が1件あり、駅に聞き取りに行った。今、精神手帳を取る人の大半が交通費の割引を目的としている。駅は対応が大変である。手帳は必ず原本で、写真と有効期限を確認することは全ての鉄道会社での決まりごとのこと。

【内山委員】

市役所で手帳に判を押す際、駅での駅員の対応は駅員の仕事だから気にしないように話すといふ。

【事務局】

制度が変わる中で鉄道会社とすり合わせをし、お互いが理解し合えるような普及啓発をしていく。

【内山委員】

障がい者の中には想像力が足りなくて怒ってしまう人がいる。駅で起こりうることを窓口で伝えることも障がい者への合理的配慮の1つである。

【松尾会長】

他に質問等はあるか。

～質問等なし～

その他

【松尾会長】

その他(事務連絡等)、事務局より説明をお願いします。

(1) 習志野市バリアフリー移動等円滑化の取り組みについて

【事務局】

習志野市バリアフリー移動等円滑化の取り組みについて、都市計画課の河合主幹より報告をお願いします。

【都市計画課 河合主幹】

習志野市のバリアフリーの基本構想は約20年前に初めて作った。今年度で、第2期目の計画期間が終わる状況である。基本理念は誰もが心身共に快適に移動できるやさしいまちづくりとしている。基本方針は、重点的に整備する地区を定め、官民連携でバリアフリー整備を推進することと、ソフト面で心のバリアフリーを促進することである。定期的にスパイラルアップということでPDCAサイクルに乗っ取ってその評価を行う。目標年次を期間の延伸ということで引き続き整備を進めていく。

重点整備地区はJR津田沼駅・新京成津田沼駅周辺地区、京成津田沼駅周辺地区、

JR新習志野駅周辺の市内3か所ある。

重点整備地区で主に行っている事業として、例えば駅の中のエレベーターの整備、事業者におけるノンステップバスの導入、道路上の点字ブロック、駐車場における思いやりスペース、音が鳴る信号機導入等を進めている。

次に重点整備地区には具体的な図面があるが、JR津田沼駅・新京成津田沼駅周辺地区は、駅を中心に北側エリアと南側エリアがあり、主な整備はエレベーターの整備、歩道上の段差解消、点字ブロックの整備等である。JR津田沼駅の北口の整備は概ね終わっており、最後の整備として駅を出て左側のペDESTリアンデッキのエレベーター設置を進めている。南口エリアは、津田沼公園の南側にあったモリシア津田沼周辺の歩道整備が遅れているので進めていく。

京成津田沼駅周辺地区は、駅から市庁舎へ向かうラインが大きな経路で、エレベーターの整備、歩道の改良は概ね終わっている。

新習志野駅周辺地区は、大きな特徴として京葉線の線路と国道があり、駅がある南側エリアと北側エリアで分断されている。南側は歩道の改良と点字ブロックが主な整備である。南側と北側をつなぐ歩道橋があり、エレベーターを設置したことが始めの事業であった。

近年実施した具体的な整備事例として、点字ブロックがなかった歩道に点字ブロックを設置したり、歩道がない道路を視覚的に歩きやすくするために、白線と緑色のカラー舗装をして歩行者のエリアを明示した。

奏の杜地区にある近隣公園の整備事例として、多目的トイレの設置、思いやり駐車場の整備、案内看板設置をした。

また、歩道橋に接続するエレベーターで、歩道の幅員が狭い所に注意喚起の看板を整備した。

ソフト面の対策として、心のバリアフリーに関する取り組みで、教育啓発活動であったり、心づかいや手助けが必要という研修を事業所と協力してPR活動している。

スパイラルアップということで、計画を立てて事業を行っている中で、毎年バスや鉄道事業者を含めて事業の進捗状況を確認し、フィードバックを受けた中で今後どのような整備が必要か検証している。今年度は計画の期間を延伸し、未整備箇所の整備、ソフト的な対策に取り組んでいく。

【事務局】

都市政策課からの説明に何か質問等はあるか。

【内山委員】

協議会で昔習志野市と京成電鉄に要望書を出したことがある。京成大久保駅にあるグループホームから通所事業所に通う利用者が、駅のホームから転落し電車にはねられ、ドクターヘリで運ばれた。命は助かったが、ホームドアの設置について、各鉄道会社には要望してほしい。

(2)「あたたかく見守ってください」のチラシについて

【事務局】

その他(2)「あたたかく見守ってください」のチラシについて、事務局より説明をお願いする。

【事務局】

これまでは横浜市港南区自立支援協議会が作成したポスターの一部を利用して、きらっといっぽの会で作成してきた。今回のチラシはきらっといっぽの会と障がい福祉課が共同でオリジナルで作成した。今後市内の掲示板等に順次掲示していく予定である。なかなか伝わりにくい発達障がいの特性行動に何か少しでも思いを寄せていただき、この特性行動を知るきっかけになればいいと考えている。

ならとも拠点システムのチラシについて、ならとも拠点システムを始めてから事業所向けの手引きはあったが、利用者向けの周知・啓発するものがなく、委員からの意見をいただいで作成した。今後、市内の障がい福祉サービス事業所等に配付予定である。チラシのデータが必要であれば事務局まで連絡をほしい。

今年度の 10 月より新たな就労系サービスとして就労選択支援事業が創設される。これについて皆の理解を深めてもらうため、協議会として研修と意見交換会を開催する。日時は 6 月 23 日(月)、午後 2 時から 4 時、受付は 1 時 30 分からで、会場は習志野商工会議所 3 階大会議室である。駐車場があまりないので、来る際は公共交通機関を使ってほしい。内容は第 1 部研修会、第 2 部質疑応答及び意見交換会で、講師は松尾会長である。既に市内の就労支援事業所、相談支援事業所、特別支援学校等に案内を送ったが、他に参加したい人がいれば事務局に問い合わせしてほしい。

【事務局】

事務局からの説明に何か質問等はないか。

【景山委員】

重心医ケアの人達の緊急時の受け入れ先がないことをずっと伝えてきたが、6 月にケアセンター習志野が医療型短期入所を開設したのでならとも拠点チラシに載せて、重心医ケアの人達が少しでも安心感が持てるようなならとも拠点システムになるといい。

【事務局】

受け入れ先ができることの周知は別の形を考えていきたい。

最後に平成 25 年 4 月から当協議会の委員を務めている星委員が、この 5 月末で退任される。一言挨拶をお願いします。

【星委員】

平成 25 年 4 月から委員となり、長い間お世話になった。5 月末で退任し、別の者に引き継ぐ。本当に勉強になり、もっと役に立てることがあればよかったと思う。どうもありがとうございました。

【事務局】

次回、令和 7 年度習志野市障がい者地域共生協議会第 2 回全体会は、10 月 28 日

(火)午後 1 時 30 分より、こちらサンロード 6 階大会議室にて開催。

閉会

【松尾会長】

本日の日程は以上となる。

以上で、令和 7 年度習志野市障がい者地域共生協議会第 1 回全体会を閉会する。